

事業概要

平成 26 年 度



川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1	沿革	2
2	根拠法令・関係法令	3
	(1) 根拠法令	
	(2) 関係法令	
	(3) 基準・要綱等	
3	組織構成及び人員	4
	(1) 組織構成	
	(2) 職員の配置状況	
4	管轄区域	5
5	施設の概要	5
6	建物配置図及び平面図	6
7	事業予算及び手数料	7
	(1) 事業予算	
	(2) 手数料	

第2章 事業

1	動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	10
	(1) 動物愛護の普及	10
	①動物愛護教室	
	②夏休みお仕事体験教室	
	③いのちを学ぼう	
	④ふれあい広場	
	⑤いのちの教育プログラム	
	⑥動物愛護フェアかわさき2014	
	⑦動物慰霊祭	
	⑧施設見学等	
	(2) 動物の適正飼養推進	16
	①犬猫等の適正飼養講習会	
	②動物に関する苦情	
	③動物に関する相談・問い合わせ	
	④返還時の飼い主指導	
2	動物の収容・保護・管理事業	20
	(1) 市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況	

(2) 犬の捕獲・収容・返還	
(3) 犬猫等の引き取り	
(4) 負傷動物の保護	
(5) 収容動物の飼養管理	
(6) 犬猫等の殺処分	
(7) 犬猫等の譲渡	
(8) 登録と狂犬病予防注射	
(9) マイクロチップの推進	
(10) 繁殖制限	
(11) コーディネート事業	
3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業	28
(1) 第一種動物取扱業	
(2) 特定動物	
4 鳥獣保護法関係事業	30
(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
(2) 鳥獣飼養登録事務	
(3) 移入動物捕獲支援	
(4) アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	31
(1) 収容動物の検査	
(2) ふれあい動物の検査	
(3) 高病原性鳥インフルエンザ	
わんわんレポート	33
動物愛護センター案内図	39

第1章 総説

1 沿 革

昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。

さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和50年10月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和55年 1月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」と改称
昭和63年 5月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4月	動物図書・ビデオコーナー開設
平成 2年10月	動物ふれあい広場完成
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称

平成12年 4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成14年10月	「身体障害者補助犬法」施行
平成17年 6月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管される。
平成25年 9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成26年 5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正

2 根拠法令・関係法令

(1) 根拠法令

狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)

狂犬病予防法施行令(昭和 28 年 8 月 31 日 政令第 236 号)

狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年 9 月 22 日 厚生省令第 52 号)

川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和 25 年 11 月 1 日川崎市規則第 33 号)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年 4 月 7 日 政令第 107 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(平成 18 年 1 月 20 日 環境省令第 1 号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(平成 12 年 3 月 31 日 規則第 45 号)

川崎市動物愛護センター条例(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号)

川崎市動物愛護センター条例施行規則

(昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 40 号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)

(2)関係法令

遺失物法(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)

獣医師法(昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 186 号)

家畜伝染病予防法(昭和 26 年 5 月 31 日 法律 166 号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

(平成 20 年 6 月 18 日 法律第 83 号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号)

(3)基準・要綱等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養及び保管に関する基準

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

特定動物の飼養又は保管の方法の細目 等

関係要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱

移入有害動物捕獲支援要綱

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

川崎市動物の譲渡実施要綱

動物の引渡し等に関する実費徴収要綱 等

3 組織構成及び人員

(1)組織構成



(2)職員の配置状況

	総数	所長	事務	獣医師	動物保護 作業員	飼養管理 員	運転手	非常勤嘱 託員
総数	20	1	2	5	2	1	3	6
所長	1	1						
庶務係	5		2				3	
業務係	14			5	2	1		6

4 管轄区域



5 施設の概要

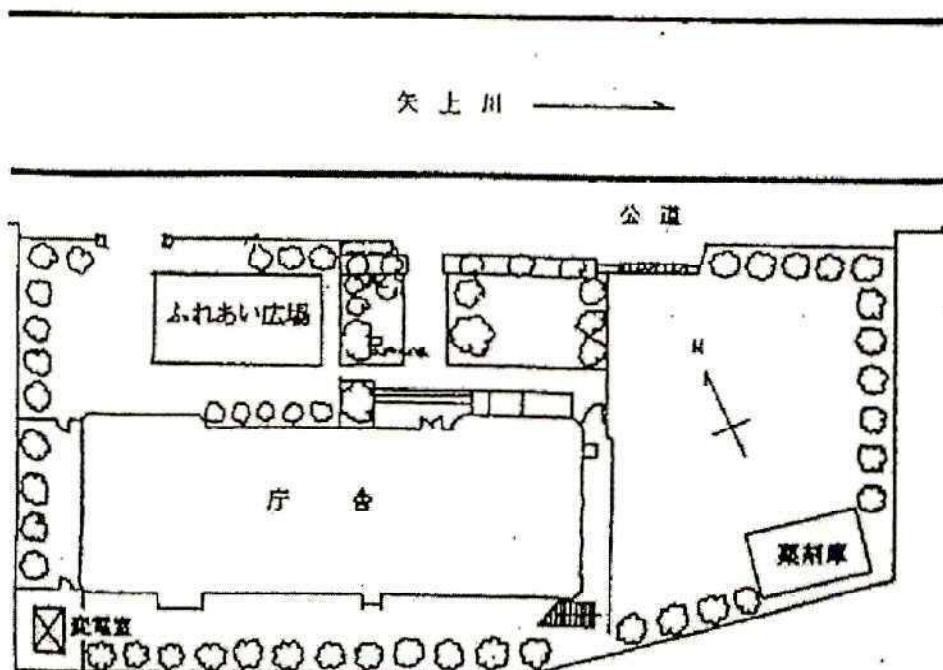
- (1)所在地 川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
 (2)敷地面積 1,282.64㎡
 (3)建築構造 鉄筋コンクリート2階建
 (4)建築面積 316.88㎡
 (5)建築延べ面積 609.33㎡
 (6)施設内容



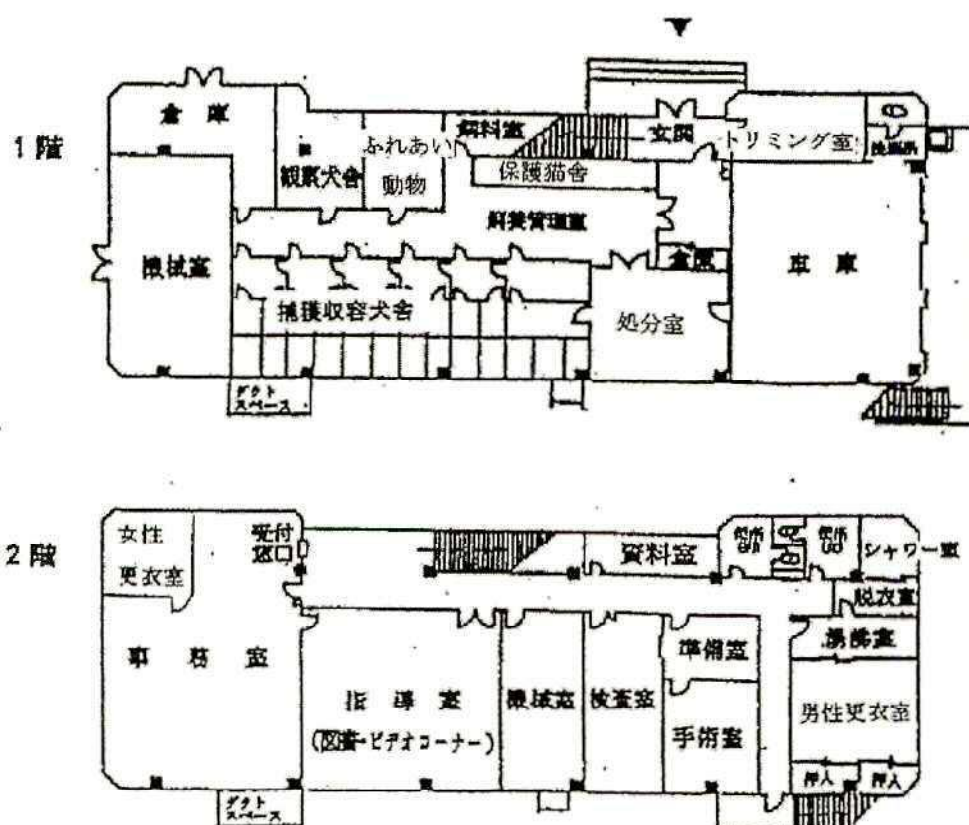
ア 管理関係施設	380.77㎡
手術室	22.94㎡
検査室	18.60㎡
事務室(女子更衣室含む。)	75.50㎡
男子更衣室	18.60㎡
機械室等	245.13㎡
イ 収容関係施設	158.87㎡
処置室(処分室)	20.00㎡
犬収容	130.55㎡
猫収容	2.70㎡
その他の動物	5.62㎡
ウ その他	69.69㎡
指導室	45.26㎡
薬剤庫	24.43㎡

6 建物配置図及び平面図

建物配置図



建物平面図



7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

26年度予算

科目	使用料及び手数料(事業運営)	使用料及び手数料(飼養登録)	諸収入	
歳入	3, 524, 000	17, 000	2, 134, 000	
		県支出金	寄付金	合計
		105, 000	500, 000	6, 280, 000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	10, 454, 000	344, 000	10, 798, 000

25年度決算

科目	使用料及び手数料(事業運営)	使用料及び手数料(飼養登録)	諸収入	県支出金	合計
歳入	10, 475, 990	3, 400	275, 400	76, 000	10, 830, 790

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	10, 827, 390	342, 700	11, 170, 090

(2)手数料

①動物愛護センター使用料

不妊手術料(雄)	1頭につき	8, 000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15, 000円

②狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3, 000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2, 950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③管理手数料(引取り手数料 平成25年9月1日改正)

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	一人につき	1,000円

④鳥獣飼養登録手数料

飼養登録更新手数料	1頭につき	3,400円
-----------	-------	--------

⑤その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2,000円
有害鳥獣処分費用	1頭につき	1,000円

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① 動物愛護教室

小学校低学年(生活科のカリキュラム)や保育園等を対象に、幼少のころから命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、動物愛護教室を実施しています。

動物愛護教室では小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの読み取り方等について説明します。生徒は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。

また、一部の小学校に対しては、かわさき犬・猫愛護ボランティアによる動物介在活動を実施しています。実際に犬とゲームしふれあうことでさらに命について勉強してもらいます。

なお、平成26年からは、動物の福祉を考慮して、動物を伴わない愛護教室を実施しています。このため、平成26年度に実施した教室は前年度より大幅に減少しました。今後は学校側と細やかな打ち合わせを行い、充実した動物愛護教室を実施していく予定です。

平成26年度は、9施設(小学校9施設)で実施し、延913名の参加でした。

動物愛護教室(平成15年度から平成26年度まで)

年 度	15			16			17			18		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	20	20	1,715	11	11	804	11	11	853	10	10	727
小学校	25	74	2,641	28	79	2,517	24	79	2,612	28	89	2,907
老人福祉施設	1	2	53	1	2	76	2	5	177	1	2	45
自主育児グループ	8	8	298	5	5	218	8	8	297	9	9	369
総 数	54	104	4,707	45	97	3,797	45	103	3,939	48	110	4,048

年 度	19			20			21			22		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	9	9	710	11	11	965	9	9	521	11	12	838
小学校	28	96	2,960	28	100	3,088	27	86	2,702	27	84	2,517
老人福祉施設	1	2	34	2	3	40	2	2	72	1	1	38
自主育児グループ	9	10	343	10	10	373	13	13	501	11	11	219
総 数	47	117	4,047	51	124	4,466	51	110	3,796	50	108	3,607

年 度	23			24			25			26		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	6	6	309	3	3	228	4	4	143	0	0	0
小学校	28	86	2,584	30	86	2,594	24	84	2,548	9	30	913
老人福祉施設	2	3	65	2	2	58	1	1	15	0	0	0
自主育児グループ	7	7	256	9	9	280	2	2	54	0	0	0
総 数	43	102	3,214	44	100	3,160	31	91	2,760	9	30	913

②夏休みお仕事体験教室

夏休み期間中に、センターの職員の仕事や獣医師の仕事について勉強します。主に動物の部屋のお掃除や動物とふれあうことを通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最後まで飼う責任について考えます。

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態についての勉強をし、その飼養管理を実施します。また、センターでの犬の収容の流れを、ぬいぐるみを使って疑似体験し、名札やマイクロチップによる所有明示の大切さについて学びます。普段あまり動物と接することがない子供たちが多く参加しますが、最後に「動物とふれあえて、とても楽しかった。」という言葉のほか、「動物を飼うのって大変だね。」「最後まできちんと飼えるか考えないといけない。」「飼い主さんのところへみんな帰れるといいね。」という感想を聞くことができます。平成26年度は3回実施し、計53名(大人含む。)が参加しました。

平成26年度実施状況

	回数	参加数	内容
お仕事体験教室	3	53	収容動物の飼養管理、犬の収容の流れと飼い主さんに帰るまで

③いのちを学ぼう

小学校低学年を対象に、動物を飼うことの楽しさと大変さについて勉強します。ウサギやモルモットなどの動物のグループに別れて、ゲーム方式でその動物を飼育するうえで必要なもの(ゲージ、餌、水、お金、優しさなど)を見つけ出し、みんなで正解を考えます。

小さい動物でもたくさん必要なものがあり、最後まで飼うためには、みんなの愛

情が大切なことを学びます。平成26年度は1回実施し、計11名（大人含む。）が参加しました。

平成26年度実施状況

	回数	参加数	内容
いのちを学ぼう	1	11	小さい動物も大切な命、何が必要かなゲーム

④ふれあい広場

所内に設置されたふれあい広場は常に開放しており、市民が自由に来所して動物を見ることができるようになっています。センター周辺には養護施設や保育園等があるため、散歩の途中でセンターに立ち寄る方も多く、動物を観察したり、体感することで、命の大切さについて感じてもらいます。

平成26年度実施状況

	回数	参加数	内容
ふれあい広場	42	357	モルモットの観察

⑤いのちの教育プログラム

子供たちの動物を大事に思う心、友達を気遣う優しい気持ちなどの豊かな人間性や社会性を育むため、奈良県桜田保健所うだ・アニマルパークの協力のもと平成25年度から新たに「いのちの教育プログラム」を実施しています。人間だけでなく全ての生き物のいのちの大切さについて考えることで、生命尊重、友愛と平和の情操に資することを目的としています。愛護教室は身近な飼育動物について勉強しますが、このプログラムは私たちが暮らしている社会の仕組みを知り、動物等を思いやることを学ぶ新たな「いのちの教室」です。あらゆる「いのち」に共感し「いのち」を大切にする心を育むことで、他者への共感やいじめを許さない心、ルールを守る模範意識などが育成されます。

「気づき」「共感」「責任」をキーワードとし、プログラム1から3までの全3単位時間で構成されます。

	単元	学習内容	時数
プログラムⅠ	私たちと動物との関わり	①私たちの周りの動物を知る ②命のつながりを考える	1
プログラムⅡ	動物たちと私たちのいのちは同じ	①生きている証拠を確かめる ②動物の気持ちを考える	1
プログラムⅢ	動物のために私たちができること	①動物へ果たす責任 ②私たちがとるべき行動	1

平成26年度は、小学校3校7クラスを対象にプログラムⅠ～Ⅲを各1回ずつ実施し、計207名が参加しました。

平成26年度実施状況

	回数	参加数	内容
プログラムⅠ～Ⅲ	各1クラス ずつ	7クラス 207人 ×3回	Ⅰ 気づき みんなつながっている。 Ⅱ 共感 同じ大切ないのち Ⅲ 責任 いのちのためにできること

⑥動物愛護フェアかわさき2014

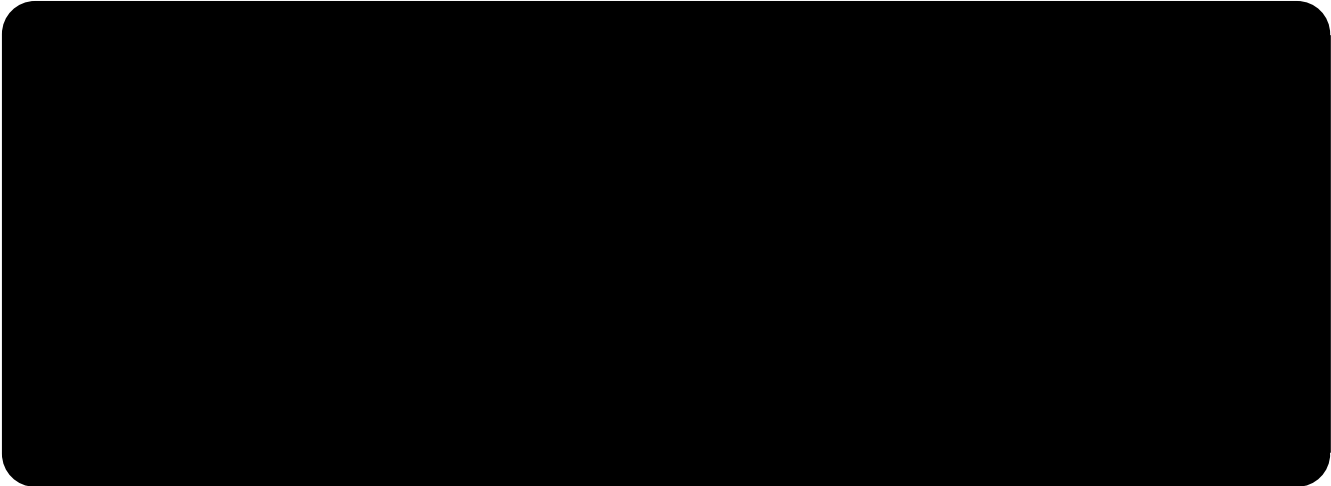
毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。また、この期間中に全国的に動物愛護事業が行われています。当市では9月23日(火)に川崎アゼリアにおいて動物愛護フェアかわさき2014が開催されました。

愛護フェアでは、センター譲渡動物の写真展、動物愛護及び適正飼養の普及啓発パネルの展示、マイクロチップ読み取り体験、センター事業に関するパネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレット等の配布を行いました。また、センター譲渡動物情報を展示し、譲渡事業についての紹介も行いました。

⑦動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと川崎市健康安全研究所で研究に供された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行います。

平成26年度は9月25日(木)に実施し、34名が参列しました。



⑧施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、処分室も含めた施設全体の見学を実施しています。

また、報道機関等からも度々取材の依頼があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図れるため、積極的に対応しています。

平成26年度実施状況

回数	参加数	対象
278	704	市民、市外住民、学生、雑誌、報道機関など

(2) 動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、近年特に犬の鳴き声や犬猫の糞尿による被害の相談が多くなっています。鳴き声の苦情は近隣とのトラブルが発生しやすく、しつけのし直しなどの問題行動改善対策や環境対策が必要となります。また糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低いことに起因しており、飼い主への継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

① 犬猫等の適正飼養講習会

犬猫等の譲渡を希望する者を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施します。

また、現在犬を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象にマナーアップを目的とした、犬と楽しく暮らすための犬のしつけ方教室を開催しています。

平成26年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡	譲渡前講習会	21	34	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時講習会	84	110	犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
犬のしつけ方教室		2	38	講習「犬と楽しく暮らすためには」

②動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、傷病動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間などの時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

市に寄せられる苦情を動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫に関する苦情では、仔猫の保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣の猫の餌やりや外飼い猫による糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しない仔猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものに関して拾得者からの引き取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、困っている市民に対して、猫侵入防止対策について相談を受けるとともに、保健福祉センター衛生課では「ガーデンバリア」などの器具の貸し出しも行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

当センターにおける平成26年度の苦情件数は522件で、犬に関する苦情が145件(捕獲・不明要請64件、所有者引取37件、飼養管理25件、その他19件)、猫に関する苦情が337件(捕獲・不明要請232件、所有者引取32件、飼養管理45件、その他28件)、その他の相談が40件でした。

あれ?!

ここっておしっこ

しても大丈夫?



苦情受付件数(区別)

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		522	131	62	92	75	64	56	42
犬	捕獲・不明要請	64	11	6	11	7	11	10	8
	所有者引取	37	10	2	4	9	4	4	4
	飼養管理	25	4	5	3	4	3	4	2
	その他	19	1	3	0	3	4	1	7
猫	捕獲・不明要請	232	72	25	53	30	21	17	14
	所有者引取	32	12	2	7	4	5	1	1
	飼養管理	45	7	5	6	7	11	8	1
	その他	28	7	3	7	3	3	4	1
その他	捕獲・不明要請	15	3	3	0	4	1	2	2
	所有者引取	6	1	2	0	1	1	0	1
	飼養管理	4	1	1	1	0	0	0	1
	その他	13	1	5	0	3	0	4	0
その他		2	1	0	0	0	0	1	0

③動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んでいたり、問題行動に対応できていない等の場合、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援します。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をしてもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。

なお、動物を保護したという届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。

平成26年度の相談件数は1458件で、動物の飼養希望373件、動物の飼い方相談294件、逸走動物届出479件、保護動物届出104件、その他208件です。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	1458	100	129	168	128	112	136	159	102	98	111	118	97
飼養希望	373	31	35	38	26	29	32	43	25	17	28	46	23
飼い方相談	294	24	21	32	27	33	33	36	21	16	10	23	18
逸走動物届出	479	30	41	63	51	29	40	49	22	42	51	29	32
保護動物届出	104	5	9	14	7	4	12	7	11	13	9	7	6
その他	208	10	23	21	17	17	19	24	23	10	13	13	18

④返還時の飼い主指導

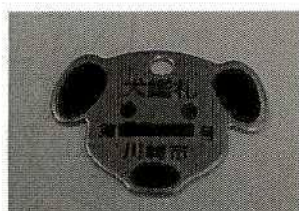
当センターに收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護法に基づく所有明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。

当センターに收容される犬猫の飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、二回以上当センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について区役所保健福祉センター衛生課とともに現地指導しています。

平成26年度收容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	脚環	迷子札
犬	3	8	13(登録8)	0	0
猫	0	0	1(登録1)	0	0

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬は2頭いました。鑑札や注射済票とマイクロチップの両方を装着している犬は2頭いました。



犬鑑札



予防注射済票



迷子札

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況

市内の登録状況の年度別推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
登録頭数	42,527	44,852	48,171	51,406	54,401	56,562	58,607	60,350	61,504	62,012	62,617
	5,038	4,894	5,634	5,888	5,316	4,950	4,563	4,362	3,958	3,644	3,619
予防注射頭数	35,630	37,107	39,479	41,823	43,039	43,901	44,763	45,406	45,380	45,887	44,319

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別の登録状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	62,617	10,165	5,800	7,967	9,400	10,774	8,753	9,758
	3,619	561	431	413	513	718	451	532
予防注射頭数	44,319	6,925	4,156	5,484	6,317	8,591	5,805	7,041
世帯数	687,837	108,726	73,904	122,488	107,282	95,517	104,960	74,960

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害の防止及び動物の愛護のため、犬の捕獲及び拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。

咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応します。また、早朝や夜間などの時間外でも危害防止の観点から緊急捕獲を実施します。

平成26年度の犬の捕獲等は98頭でした。その内訳は、犬の捕獲が14回出動で12頭、拾得者等からの引き取りが80頭、負傷犬の保護が6頭でした。

平成26年度に当センターに収容された犬98頭のうち、68頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
捕獲等頭数	249	250	186	196	189	126	127	144	116	102	98
				116	154	94	101	120	96	79	80
返還頭数	142	140	131	149	132	84	79	94	70	60	68
返還率	57.0	56.0	70.4	76.0	69.8	66.6	62.2	65.3	60.3	58.8	69.4

※捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を飼い主を探すための収容の期限としています。

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が
捕獲等頭数	98	21	8	15	13	17	11	13	市外
返還頭数	68	12	6	7	14	11	5	9	4
返 還 日	収容当日	18	4	1	1	5	3	1	2
	2日目	34	5	4	5	8	6	2	0
	3日目	10	2	1	1	0	1	1	3
	4日目	2	1	0	0	1	0	0	0
	5日目以上	4	0	0	0	0	1	1	1

(3) 犬猫等の引き取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、原則新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導しています。なお、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分について十分に説明してから引き取っていますが、このやむを得ない理由とは、飼い主の死亡、独居老人の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬猫等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しています。

特に猫に関しては、拾得された猫が自活できない状況かどうか確認するとともに、自活できると判断した猫については引き取りを実施していません。

なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔猫で、「産み捨てられた仔猫」「捨てられていた仔猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がいまだに多いため、多くの仔猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については屋内飼養するように指導していますが、なかなか普及啓発が進んでいないのが現状です。

平成26年度の引き取り動物は405頭で、犬123頭(飼い主から43頭、拾得者等から80頭)、猫230頭(飼い主から19頭、拾得者等から211頭)、うさぎ・鶏等のその他の動物は52頭(警察から52頭)でした。

なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項に基づき、拾得者等から犬猫を引き取る場合には、「所有者の判明しない犬猫の引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬猫等の引き取り状況年度別推移

猫の引取り数について、平成18年度以降急激に増加しているのは、離乳前の仔猫について負傷動物扱いとしていたものを、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法を変えたことによります。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数	599	767	1,296	1,351	1,180	949	927	845	629	419	405
			848	879	793	683	693	561	450	326	291
犬	86	149	109	187	227	143	157	177	127	98	123
				116	154	94	101	120	96	79	80
猫	477	567	1,142	1,101	852	746	704	605	444	274	230
			848	738	639	589	562	441	354	247	211
その他	36	51	45	63	101	60	66	63	58	47	52

※下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4) 負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行っています。

また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。

平成26年度の負傷動物の保護は、犬6頭、猫209頭、その他の動物6頭(ペット動物のみ)でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数	965	979	530	339	347	330	279	159	167	188	221
犬	0	0	0	0	20	16	9	5	2	2	6
猫	857	873	376	244	189	203	172	149	158	181	209
その他	108	106	154	95	138	111	98	5	7	5	6

※ 負傷猫の収容数について、平成18年度以降急激に減少しているのは、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法が変わっているためです。

平成26年度の動物の収容状況

			総数	保健福祉 センター	愛護センター	
					窓口	個別
総数			638	167	104	367
所有者か らの引取り	計		62	37	15	10
	犬	計	43	31	8	4
		91日以上	43	31	8	4
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	19	6	7	6
		91日以上	11	4	4	3
		91日未満	8	2	3	3
	その他の動物		0	0	0	0
拾得者等 からの引 取り(警察 含む)	計		343	94	62	187
	犬	計	80	4	9	67
		91日以上	80	4	9	67
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	211	90	52	69
		91日以上	3	0	0	3
		91日未満	208	90	52	66
	その他の動物		52	0	1	51
犬の捕獲	計		12	7		5
	91日以上		12	7		5
	91日未満		0	0		0
負傷動物	計		221	29	27	165
	犬	計	6	0	0	6
		91日以上	6	0	0	6
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	209	29	26	154
		91日以上	89	16	16	57
		91日未満	120	13	10	97
	その他の動物		6	0	1	5

(5) 収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日祝日を除いて数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。

また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。なお飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には当センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施することになります。

さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。

なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。

(6) 犬猫等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、高齢や病気、攻撃的などの理由で譲渡に
適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を行い、死体は環
境局浮島処理センターで焼却しています。

また、収容された動物で、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物
等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

なお、平成26年度の殺処分(死亡数を含む。)は175頭で、犬0頭、猫151頭、
その他の動物24頭でした。そのうち、交通事故等で収容時に死亡していたもの及
び収容中に死亡したのは138頭で、犬0頭、猫137頭、その他の動物1頭でした。

殺処分状況の年度別推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数	1,565	1,671	1,704	1,474	1,234	989	694	451	361	160	175
								92	73	102	138
犬	145	186	89	86	87	58	30	19	14	2	0
								2	1	2	0
猫	1,306	1,366	1,472	1,301	993	816	586	396	323	150	151
								88	70	96	137
その他	114	119	143	87	154	115	78	36	24	8	24
								2	2	4	1

※ 下段は死亡数(再掲)

(7) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個
人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等に譲渡しています。

また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲
載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等
について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、
講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環
境か確認しています。動物を譲渡する場合には、マッチング形式で実施していま
す。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、自宅での飼い方指導
も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要な
ものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施していま
す。

団体等譲渡

新たな飼い主を見つける活動を行う団体等(個人活動者を含む。)を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔猫や老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成26年度は31団体(個人活動者含む。)が譲渡対象団体等として登録されています。

譲渡状況年度別推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数	107	146	137	139	133	202	416	469	391	397	397
犬	54	69	78	66	71	41	69	80	71	54	81
猫	30	50	37	49	49	123	299	357	273	298	283
その他	23	27	22	24	13	38	48	32	47	45	33

平成26年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	397	51	4	4	10	9	3	3	3	15	346
犬	81	8	1	0	1	1	1	0	1	3	73
猫	283	26	1	3	9	7	0	2	1	3	257
その他	33	17	2	1	0	1	2	1	1	9	16

収容時写真



トリミング後



休日譲渡会の開催

センターの収容動物の譲渡を推進するために、平日の譲渡だけでなく、土日などの休日にセンターを開館し、譲渡会を不定期に開催しました。

普段、センターに来ることができない市民に来ていただくことで、動物たちの置かれている現状や飼い主の責任について、広く普及啓発することができました。

また、愛護団体等と合同で実施することにより、それぞれの抱えている動物の譲渡の機会を作ることで、さらにセンター収容動物の譲渡を進めることができました。

平成26年度は計7回実施しました。今後も継続して実施していきます。

(8)登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成26年度は登録14頭、予防注射21頭でした。

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	返還	14	3	0	3	3	2	2	1
	譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0
予防注射実施頭数	返還	21	6	1	2	5	2	2	3
	譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) マイクロチップの推進

所有者明示措置を積極的に推進するため、返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。また、一般譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。

平成26年度は、犬5件、猫25件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10) 繁殖制限

当センターに收容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった仔猫です。また、收容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。

当センターから收容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。

平成26年度は、犬2頭(雄2頭)、猫17頭(雄11頭、雌6頭)を手術実施後に譲渡しました。

(11) コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センターの窓口での申込が必要となります。

平成26年度は、新たに12件の登録があり、1件の譲渡が成立しました。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1) 第一種動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあわせ・譲受飼養のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成26年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
第1種取扱業登録数	487	69	43	74	55	102	73	71
第2種取扱業届出数	11	2	3	3	1	0	2	0

なお、平成25年の法改正により、一定数以上の動物を飼養する施設を有し、非営利で譲渡し、保管、貸出、訓練、展示の業を行う場合には第二種動物取扱業の届け出が必要になりました。主に飼養施設を有した動物愛護団体や盲導犬・聴導犬等の団体となります。平成26年度末時点で、川崎市内では8施設の届出があります。

(2) 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、ライオンやワニなどの猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

また、飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成26年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		12	7	1	0	1	1	1	1
内訳	サル	2	0	1	0	0	1	0	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	1	0
	ヘビ	1	1	0	0	0	0	0	0
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。

特に4月以降はカラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。当センターでは、相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、各区役所保健福祉センターから依頼があった場合には、状況に応じて現地の確認も行っています。その際、巣立ち雛が地上に落ちて親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、原因である巣立ち雛を捕獲して駆除することもあります。

平成26年度の生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は183件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は3件、これに伴う許可証及び従事者証については774枚交付しました。

平成26年度有害鳥獣駆除件数(愛護センター実施分)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
カラス	16	5	2	4	2	2	1	0
殺処分数	16	5	2	4	2	2	1	0

(2) 鳥獣飼養登録事務

神奈川県では、現在愛がん飼養目的での飼養登録を認めていません。平成26年度はすでに登録して、メジロを飼養している市民の登録更新に伴う登録票を1件交付しました。

(3) 移入動物捕獲支援

当センターでは要綱に基づき、人家等に営巣し、騒音やふん尿などの生活環境被害を発生させた有害移入動物(ハクビシン、タイワンリス等)の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出などの支援をしています。

電話相談時に状況の聞き取りを行い、実際に生活被害があり、捕獲以外に被害を防除する方法がない場合で、自身で捕獲を実施する市民に対して、捕獲器具の貸し出しと同時に有害鳥獣の捕獲許可を申請してもらいます。

また、有害移入動物が捕獲された場合、殺処分を有料で実施しています。



平成26年度貸出・捕獲状況(ハクビシンのみ)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱貸出依頼件数	57	3	1	1	22	8	13	9
捕獲箱貸出数	57	3	1	1	22	8	13	9
ハクビシン捕獲数	19	1	0	1	7	1	5	4

(4)アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センター職員が直接現地を確認して設置します。なお、当センター職員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

平成26年度アライグマ対応件数

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱設置件数	26	0	0	1	4	0	6	15
捕獲箱設置数	28	0	0	2	4	0	7	15
アライグマ捕獲数	21	0	0	0	2	0	5	14

5 動物由来感染症対策

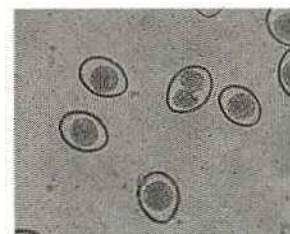
(1)収容動物等の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。

また常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、施設内の感染症を予防することができます。

平成26年度は犬猫等の収容動物を対象に検便(虫卵)を計2933件実施しました。2ヶ月齢前後の仔猫を中心に回虫やコクシジウム等が検出されました。

このような寄生虫が検出された場合には、対象動物を駆虫するとともに、感染が広がらないよう徹底的に消毒しています。

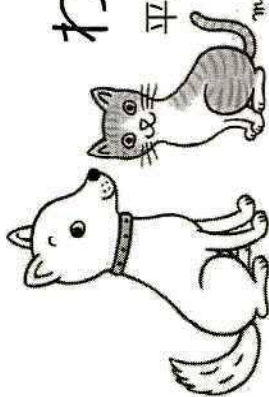


猫のコクシジウム

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、各区衛生課と協力し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。

平成26年度は、野鳥の死体を2羽收容し、簡易検査を実施しました。結果は陰性でした。



Copyright © 2010 Mari Torisoe.



わんわんしपोर्ट

平成26年4・5月号 No.355

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

新年度のご挨拶

新年度を迎えてご挨拶を申し上げます。

所長として5年目になりますが、その間多くのボランティア、動物愛護団体や関係機関のご協力を得て、年々殺処分数が減少してきている状況にあります。あらためて皆様に感謝を申し上げます。しかしながら、無責任な飼い主によるペットの遺棄、多頭飼育の崩壊、あるいは動物への虐待等の問題も発生しています。これらの問題解決には行政だけでは困難な場合もあり、皆様のご支援ご協力をお願いすることもあるかと思います。

またセンターでは子供たちの教育が重要と考え、主に小学生を対象に「動物愛護教室」を開催し、動物の適正飼養や動物愛護精神の普及啓発に努めてまいります。さらに、子供たちの健全な育成までを視野にいたした「命の教室」を開催するなど、センターの業務も時代の要請とともに質的に変化してきています。柔軟に対応してまいりたいと思います。

今後も、皆様のご指導ご鞭撻をいただきながら、人と動物が共生できる街づくりを目指して参ります

川崎市動物愛護センター 所長 角 洋之

猫の不妊去勢手術の申し込みが始まりました。

猫の適正飼養を推進するために、川崎市では猫の不妊去勢手術の一部補助を実施しています。川崎市では、収容される猫の大半が、まだ産まれて間もない仔猫たちです。産まれてくる仔猫が飼えない方は、不妊手術をすることは、飼い主さんの当然の責任です。まだ不妊手術をされていない方は、ぜひ御検討ください。

補助額は、雌1頭につき3000円、雄1頭につき2000円です。また、一世帯あたりの補助の頭数は3頭までです。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017780.html>

【健康福祉局健康安全部生活衛生課】



みんな飼えるの？

●4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました●

★お世話になりました

担当（獣医師） 山本里奈
担当（事務職） 上保充
健康福祉局健康安全部環境保健課へ

★よろしく願います

担当係長（獣医師） 吉良智子
担当（事務職） 高橋泰紀
非常勤職員 難波美紀
非常勤職員 高木順子
非常勤職員 杉浦 茜
非常勤職員 白倉和泉
高津区役所保健福祉センターから
健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課へ
新人（10月より勤務）
新人
新人
新人

●動物行政担当者の一部異動がありましたので、改めて紹介します●

健康福祉局健康安全部

課長補佐 小倉充子
担当 関本容子
課長補佐 瀧澤浩子
担当 平悟史
係長 佐藤吉記
担当 嶋田希実
係長 黒澤仁美
担当 内藤理聡子
係長 杉本徳子
担当 吉米地大輔
係長 江口麻樹
担当 谷口晃子
係長 大原千恵
担当 西村友香
係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

川崎区役所保健福祉センター衛生課

課長補佐 荒井美緒
担当 西村大樹

幸区役所保健福祉センター衛生課

係長 佐藤吉記
担当 嶋田希実
係長 黒澤仁美
担当 内藤理聡子
係長 杉本徳子
担当 吉米地大輔
係長 江口麻樹
担当 谷口晃子
係長 大原千恵
担当 西村友香
係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

中原区役所保健福祉センター衛生課

係長 黒澤仁美
担当 内藤理聡子
係長 杉本徳子
担当 吉米地大輔
係長 江口麻樹
担当 谷口晃子
係長 大原千恵
担当 西村友香
係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

高津区役所保健福祉センター衛生課

係長 杉本徳子
担当 吉米地大輔
係長 江口麻樹
担当 谷口晃子
係長 大原千恵
担当 西村友香
係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

宮前区役所保健福祉センター衛生課

係長 江口麻樹
担当 谷口晃子
係長 大原千恵
担当 西村友香
係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

多摩区役所保健福祉センター衛生課

係長 大原千恵
担当 西村友香
係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

麻生区役所保健福祉センター衛生課

係長 金子亜裕美
担当 海江田記子

哺乳ボランティア講習会を開催しました

先日募集しました哺乳ボランティア講習会を、予定通り5月8日（木）に行いました。

当日は5名のかわさき犬猫愛護ボランティアの方が参加してくださいました。センター

ではこの時期、仔猫の収容数が非常に多くなっています。譲渡数向上のため、

また、また仔猫を幸せな家庭でのびのび育てていただくために、皆様の御協力、

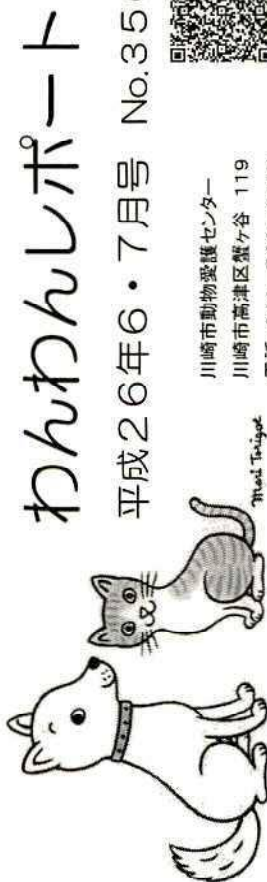
どうぞよろしくお願い致します！

※興味があるかわさき犬猫愛護ボランティアの方は、今後も個別に列布致します

ので、御相談ください。



よろしく



わんわんしポート

平成26年6・7月号 No.356



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright © 2010 Mari Torigoe

譲渡会をおこないます

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、譲渡会を開催します。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけでなく、市に登録している動物保護団体の参加も予定しています。参加団体については、動物愛護センターのホームページをご確認ください。

ぜひお誘いあわせの上、お越しください!!

日 時	場 所
●1回目 7月27日(日) 14時から16時	川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)
●2回目 8月31日(日) 14時から16時	
●3回目 9月28日(日) 14時から16時	
●4回目 10月25日(土) 14時から16時	

参加予定動物たち



「ハーネスセミナー」を開催しました

7月9日(水)当センターでかわさき犬・猫愛護ボランティアの廣田さんを講師に招いて、ハーネスセミナー「犬にはとりあえずハーネスを」を開催しました。前半はハーネスについての座学講習を行い、後半はセンター収容犬のあんずちゃんと一緒に実演講習を行いました。当日はあいにくの天候でしたが、たくさんのご参加いただき誠にありがとうございました。今回のセミナーを通じて、日々のしつけトレーニングや業務の一端になればと思います。

夏休みのイベント

動物愛護センターのお仕事やってみよう!

犬、ねこ、ウサギ、モルモットの飼育や動物愛護センターの獣医さん体験等を通じて、動物の世話の大変さや、動物を大切に思う気持ちを感じてもらいます。

★対象者：市内在住の小学4・5・6年生

★開催日時

第1回 平成26年7月29日(火) 13時30分~16時00分
第2回 平成26年7月31日(木) 13時30分~16時00分
第3回 平成26年8月5日(火) 13時30分~16時00分
※各回とも同じ内容です。

★開催場所

川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)

★定員

各回先着10名

★申し込み

各回とも7月25日(金)8時30分から電話(044-766-2237)にて先着順

いのちを学ぼう!

張りなどの教材を使った教室を通して、動物と私達人間が同じように生きているということを知り、動物に対する思いやりを深め、「いのちの大切さ」について考えてもらいます。

★対象者

川崎市内在住の小学1・2・3年生

★開催日時

平成26年8月7日(木) 13時30分~16時00分

★定員

先着20名

★開催場所、申し込み

「動物愛護センターのお仕事やってみよう!」と同様です。

お知らせ



動物愛護フェアかわさき2014

本年度も『動物愛護フェアかわさき』を開催します。

★開催日時

9月23日(火・祝) 10:30~15:30

★開催場所

川崎地下街アゼリア スタジオアゼリア

※実施内容等の詳細については、次号でお知らせします。

●動物慰霊祭

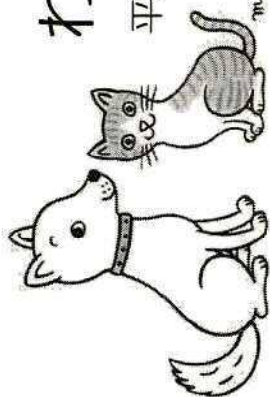
動物愛護センターにおいて殺処分された動物、及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

★開催日時

9月25日(木) 14:00~15:00

★開催場所

川崎市動物愛護センター



わんわんしポート

平成26年8・9月号 No.357



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Mari Torigoe

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

9月20日~26日は動物愛護週間です!!

動物慰霊祭

動物愛護センターにおいて殺処分または死亡した動物、及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

開催日時: 9月25日(木) 14:00~15:00

開催場所: 川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)



動物愛護フェア2014

~どうぶつは みんなともだち ちぎゅうのなかま~

●開催日時●

平成26年9月23日(火・祝) 午前10時30分~午後3時30分

●開催場所●

川崎地下街アゼリア スタジオアゼリア

※お車での来場はご遠慮ください。動物を連れての入場はできません。

●内容●

わが家のペット写真展、動物愛護パネル展、飼い主さん募集コーナー、ペットの防災コーナー、終生飼育普及啓発コーナー、迷子札作成コーナー(受付は15時まで)

公益社団法人川崎市獣医師会コーナー(動物健康・飼い方相談、獣医師会主催チャリティ)

川崎市役所獣医師会コーナー(VLルーアード ※なくなり次第終了)

アイメイト(盲導犬)デモンストラレーション、聴導犬デモンストラーション
協賛企業・協力団体等による各種催し物他



愛護センターでは、動物愛護パネル展やわが家のペット写真展、マイクロチップ体験などをを行います☆

飼い主さん募集
コーナーも
あるよ!!



譲渡会のご案内



7月27日、8月31日に引き続き、下記のとおり、第3回・4回譲渡会が開催されます!!
詳細は、動物愛護センターのホームページをご確認ください。お誘いあわせの上、ぜひお越しください!

日時

- 第3回 9月28日(日) 14時から16時
- 第4回 10月25日(土) 14時から16時

開催場所: 川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)

来てね!



夏休みイベントを開催しました



動物愛護センターの夏休みイベント「動物愛護センターのお仕事やってみよう!」

7月29日、7月31日、8月5日に、「いのちを学ぼう」が8月7日に、動物愛護センターで行われました。暑い日が続く中、保護者の方も含め総勢64名(うち子供34名)の方が参加し、動物のことに学んでくれました。

動物愛護センターのお仕事やってみよう!



いのちを学ぼう

意見を募集しています!!

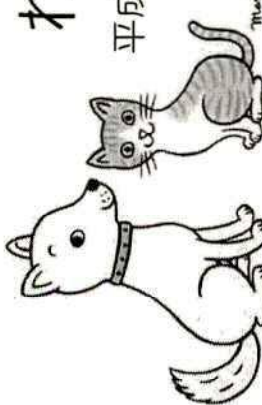
昭和49年に建設された動物愛護センターは、老朽化・狭隘化により、十分にその機能を発揮できない状況となっているため、再編整備の候補地を庁内で検討・調整してきたところですが、このたび計画地が下記のとおりとなりました。これを踏まえ「川崎市動物愛護センター整備における基本方針(案)」の概要を作成いたしましたので、この内容について別紙のとおり、意見を募集いたします。

計画地: 平間配水所に隣接する上平間管理公舎用地の一部(中原区上平間1700番8の一部)

川崎市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/>)
「意見公募」ページご案内

- ①トップページ: 見出しの右端「市政情報」をクリック!→②へ
- ②市政情報ページ: 下にスクロール→上から3段目左端「広報・広聴」の一番下「広報・広聴一瞥へ」をクリック!→③へ
- ③広報・広聴ページ: 下にスクロール→「意見公募(パブリックコメント)」をクリック!→④へ
- ④意見公募ページ: 下にスクロール→「意見を募集している政策等」をクリック!→⑤へ
- ⑤パブリックコメントページ: 「川崎市動物愛護センター整備における基本方針(案)」の策定についてをクリック!

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe

わんわんしपोर्ट

平成26年10・11月号 No.358

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



犬のしつけ方教室を開催します

犬を飼っている方又はこれから犬を飼おうと考えている方を対象に、犬のしつけ方について学んでもらいます。教室では、家庭犬インストラクターを講師に迎え、デモンストレーション犬と一緒に犬との暮らしでよく遭遇する場面を交えながら、飼い主と犬がお互いに日々楽しく暮らせる方法についてお話をします。困っていることなどがあれば、あらかじめ質問をしておき、当日講師の方にアドバイスしてもらうこともできます。もちろん、当日質問をすることも可能です。犬を飼っている方も、これから飼ってみたいと考えている方も、お誘いあわせの上、ぜひご家族全員でご参加ください。

★ 開催日時・場所

第1回：平成26年12月2日(火) 14:00～16:00

幸区役所4階 講堂

第2回：平成26年12月11日(木) 14:00～16:00

宮前区役所保健福祉センター1階 集団教育ホール

※選挙の為、チラシや市政だより等でお知らせした会場と変更になっています。

同じ敷地内ですが階・部屋が変わっていますのでご注意ください。

※各回とも同じ内容です。

★ 講師

廣田 知子 氏 (かわさき犬・猫愛護ボランティア/家庭犬しつけインストラクター)

★ 対象者

犬を飼っている方、又はこれから犬を飼う予定の方

★ 定員

各回 40 人 (先着順)

★ 申し込み方法

各回とも11月25日(火)午前8時30分より、

動物愛護センターへ電話(044-766-2237)にて

お申し込みください。

※ 当日は愛犬を連れてのご参加はできません。



動物愛護フェアかわさき2014 が開催されました！



9月23日(火・祝)に川崎地下街アゼリア・スタジオアゼリアにおいて、動物愛護フェアかわさき2014が開催されました。当日はたくさんの方に来場していただき、動物愛護センターでは、ペット写真展や動物愛護パネル展、マイクロチップ体験など様々なコーナーを設置し、普及啓発活動を行っていただきました。この動物愛護フェアを通して、動物に対する愛護の心や接し方について考えていただけたら嬉しいです。

動物慰霊祭を執り行いました

動物愛護センターにおいて殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所等において試験・研究のために用いられた動物(犬2頭、猫150頭、鶏1羽、マウス310匹、その他の動物11匹)の慰霊を目的とし、9月25日(木)に動物慰霊祭を執り行いました。当日は52名(市職員含む)の皆様の御出席をいただきました。



譲渡会を行いました



10月25日(土)に犬・猫の譲渡会を行いました。当日はたくさんの方にご来所いただき、猫3匹に新しい家族が決まりました。まだまだセンターには新しい家族を待っている猫たちばかりたくさんいます。今後も定期的に譲渡会を開催していきますので、興味を持ってくださる方は、ぜひ当センターホームページをご覧ください。

川崎市動物愛護センターHPアドレス：

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/39-2-0-0-0-0>

待ってるよ☆

次回の譲渡会は、
11月30日(日)



市内一斉適正飼養キャンペーンのお知らせ

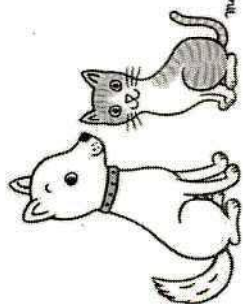
平成26年11月1日～11月30日の間、各区役所保健福祉センター及び動物愛護センターを主体として巡回指導などの市内一斉適正飼養キャンペーンを行います。期間中はリーフレットの配布や巡回指導など、様々な啓発活動を行います。

★ 動物の遺棄は犯罪です！

★ 繁殖させないペットには、不妊去勢手術を受けさせましょう！

★ 鑑札・済票を必ずつけましょう。





わんわんしपोर्ट

平成26年12・1月号 No.359



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright © 2010 Mari Torrigoe.

新年明けまして おめでとうございます

～本年もよろしくお願い致します。 職員一同～

新年あけても、
まだまだ！！

飼い主さん募集中！



動物愛護センターには、新しい家族を待っている動物がまだまだたくさんいます。興味を持ってくださった方は、ぜひ譲渡動物情報をご覧ください。

HP : <http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/39-2-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

※譲渡にはいくつか条件があります。必ず譲渡条件も併せてご覧下さい。

★やむを得ず動物を飼えなくなった飼い主さんと新しく飼い主さんになりたい方の情報交換の場である、コーディネート情報もご覧下さい★

HP : <http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/39-2-5-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

譲渡会のお知らせ



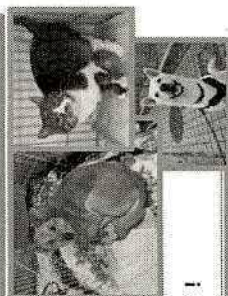
昨年に引き続き、下記のとおり、第6回・7回譲渡会が開催されます！！詳細は、動物愛護センターのホームページをご確認ください。お誘いあわせの上、ぜひお越しください！

日時

- 第6回 1月18日(日) 午後1時～3時
- 第7回 2月15日(日) 午後1時～3時

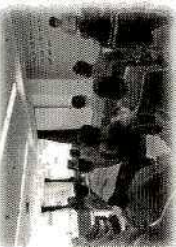
開催場所: 川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)

※前回までと開催時間が変わっていますので、ご注意ください！



犬のしつけ方教室が開催されました

12月2日(火)、12月11日(木)に幸区役所と宮前区役所で、犬のしつけ方教室が開催されました。何日ともかわさき犬・猫愛護ボランティアで家族犬しつけインストラクターの廣田知子講師が、犬の付き合いかたやしつけの方法について講義してくださいました。普段飼い主さんが何気なくしている行動やしつけ方が犬にとって実は良い事だったのか悪い事だったのかをとてもわかりやすく説明してくださいました。参加者の方々は自分と重ねてうなずいたり、講義の後にも熱心に質問したりしていらっしゃいました。



犬と人との基本的な付き合い方から、しつけの方法について講義していただきました。



普段飼い主が何気なくしている行動が犬にとって良いものか悪いものかわかりやすく説明していただきました。

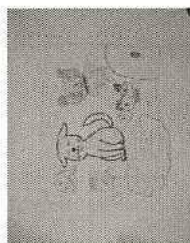


デモンストラレーション犬による実演

H26年度動物愛護教室のご報告

動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業として、川崎市内の小学校・保育園等で動物愛護教室を実施しています。今年度から動物愛護教室は、ふれあい動物のストレス・高齢化等を勘案し、動物を連れて行かないこととしました。“動物をさわる場”ではなく、“いのちの大切さ考えること”を目標としています。

今年度は、現在まで市内小学校9校(対象1年生1,394名)をまわり、動物を飼育するために必要なもの、動物の気持ちについて考え、絵を描いてもらったり、みんなと一緒に勉強しました！このうち、3校ではかわさき犬猫愛護ボランティア(川崎区)の協力により、犬の介在活动も実施することができ、実際に犬の動きを見ることができ、子ども達もより理解を深めることができたようです。愛護教室実施後には、先生方からお手紙を頂き、1年生が楽しく学べるように工夫されていた、動物の幸せについて深く考えることができた、などご好評頂きました。写真を増やして視覚にうったえた方が良い、などのご意見もありましたので、来年度の愛護教室の参考とさせていただきます。



『街と猫のつきあい方』講座を開催します！

日時 : 平成27年3月8日(日) 14:00～15:30 場所 : 川崎市動物愛護センター 指導室

講師 : 山本 葉子 先生 (NPO法人東京キャットガーターファン代表)

対象者 : 街で暮らしている猫に少しでも興味のある方

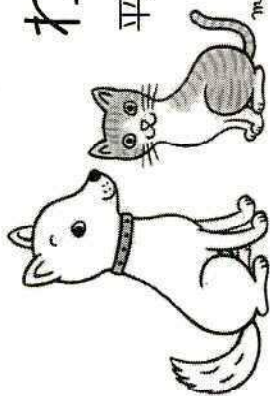
定員 : 30名

申し込み方法 : 電話にて(川崎市動物愛護センター 044-766-2237)

申し込み開始日時 : 2月25日(水) 8:30～

参加費 無





わんわんしポート

平成27年2・3月号 No.360



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Mei Torigoe

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

『街と猫のつきあい方』講座を開催しました！

3月8日(日)に動物愛護センターにおいて、「街と猫のつきあい方」講座が開催され、31名の方にご参加いただきました。NPO 法人東京キャットガーター代表の山本葉子講師が、猫の問題について、何が本当に問題なのか、地域に必要なシステムなどをわかりやすく説明してくださいました。その後3人ずつに分かれて、自分の抱えている問題や、何をしたらいいかなどを話し合いました。その結果を発表し、他の参加者や講師の意見を聞きながら、全員で活発な意見が交わされていました。



H27年度 仔ねこの哺乳ボランティア大募集！！

離乳前の仔猫に哺乳して、離乳まで育てて頂く仔猫の哺乳ボランティアを、来年度も募集します。当センターでは、一般の方への譲渡は原則離乳後になります。そこで、センターに数多く来る離乳前の仔猫を、体調の安定する離乳後まで育てていただく哺乳ボランティアさんのご協力が、譲渡を推進する上で不可欠となります。

昨年は、3人の哺乳ボランティアさんに、計19匹の仔猫をお願い致しました。仔猫の収容が非常に多い時期に助けていただき、本当にありがとうございました。平成27年度も、ぜひ皆さまの御協力の程よろしくお願い致します。



- 対象者：原則、かわさき犬・猫愛護ボランティアに登録して頂いている方のみ（登録ボランティアからの紹介者については、要相談）
- ★年度ごとの募集になり、内容も異なるため、昨年講習会を受けた方もお手数ですが講習会への参加をお願い致します。
 - ★飼育場所の確認をさせていただき、後日送付する募集要項を御確認ください。
 - ★条件及び講習会日程等、後日送付する募集要項を御確認ください。

狂犬病予防注射は、

多くの人の安全のために必要です！！



- 狂犬病は150以上の国・地域で発生しています。
- 毎年、4～7万人の狂犬病による死亡者が発生しており、主に、アジアとアフリカで発生しています。
- 狂犬病が疑われる動物に咬まれた人の40%は15歳未満の小児です。
- 人の狂犬病による死亡の原因の大多数は犬です。＜2014 WHO ファクトシート抜粋＞

狂犬病は、ウイルスによって起こる動物由来感染症（動物からヒトに伝播する疾患）です。咬傷や擦傷を通して、通常は唾液と濃厚接触することによって人に広がります。狂犬病は、発症すると、ほぼすべての人が死亡します。日本では1956年（昭和31年）以来発生がありませんが、一昨年7月に、これまで狂犬病の発生がない数少ない国の1つであった、おとなりの台湾において野生のイタチアナグマから狂犬病ウイルスの感染が確認されるなど、世界では野生動物（アラウグマ・コウモリ・キツネなど）の狂犬病を根絶できずにいます。船や荷物に紛れ込んで日本国内に入ルに感染した野生動物が入ってくる可能性も考えられます。つまり、狂犬病はいつ日本国内に入ってきてもおおかしくない病気です。100か国以上が、犬が人を危険にさらす狂犬病の症例を報告しています。犬のワグチン接種率を少なくとも70%以上にすることで、犬および人への伝播のサイクルを断ちます。しかし、アフリカ、アジア、ラテンアメリカの一部では、最近、狂犬病による死亡者が増加しており、狂犬病は深刻な公衆衛生学的問題として再興していることが示唆されています。

この恐ろしい病気から、愛犬や人間を守るには？！→飼い主が義務を守る！

①犬に狂犬病予防接種を受けさせる(年1回)

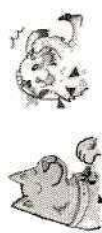
万が一狂犬病が侵入した場合、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができます！

②犬の登録

登録によって、どこ地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生した時にはまん延を防ぐ第一歩となります！

③飼い犬に鑑札と注射済票をつける

『鑑札』はその犬が登録された犬であること、
『注射済票』はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。



迷子になった時にも飼い主の元に帰る可能性が高くなります！

これらに違反すると、20万円以下の罰金の対象になります。(狂犬病予防法)

川崎市動物愛護センター整備基本計画を策定しました

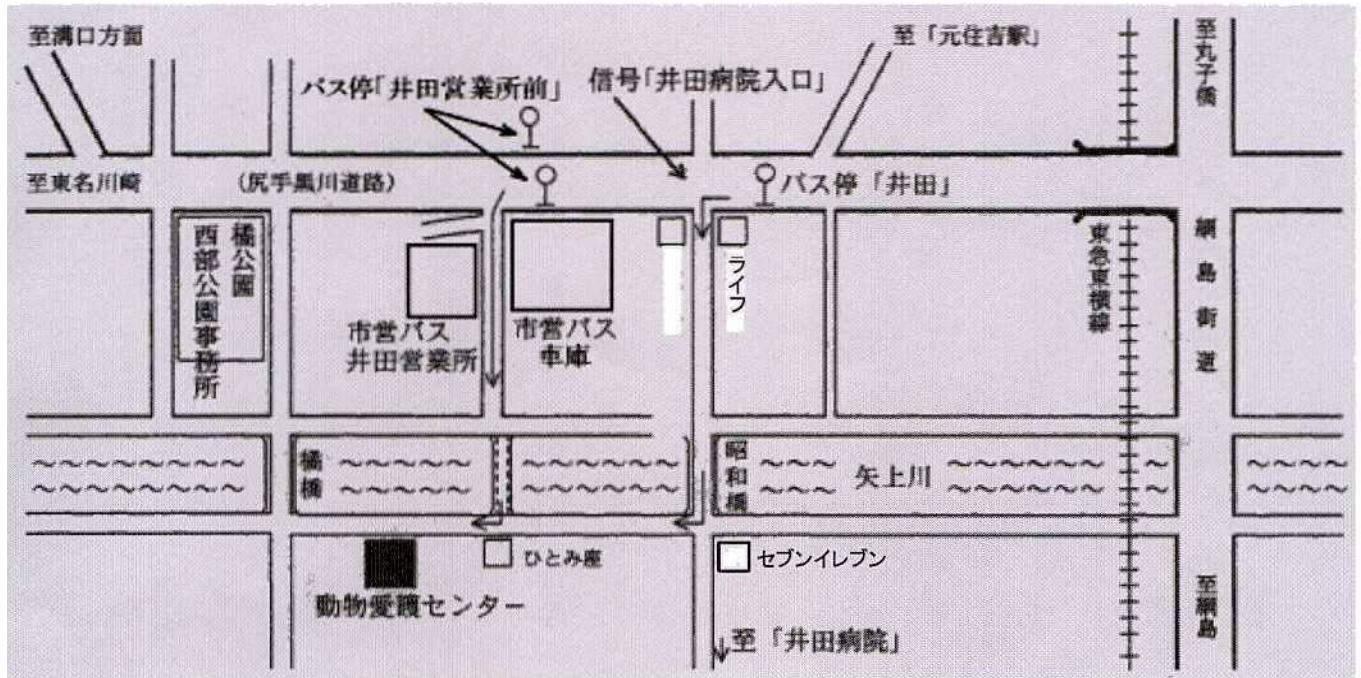
川崎市動物愛護センターの移転新築について、動物愛護センターで行う主な事業や必要な諸室等、具体的な整備内容を記載した「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を平成27年2月に策定しました。「いのちを守り場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての3つの役割を果たし、動物を通して誰もが集い、憩い、学べる交流施設として整備を行ってまいります。

当該計画は、以下の窓口で配布を行っているほか、川崎市HPにおいても公表を行っております。



- 基本計画配布窓口…各区役所衛生課、川崎市動物愛護センター
- URL…<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000064659.html>

案内図



川崎市動物愛護センター

住所 川崎市高津区蟹ヶ谷119

電話 044-766-2237

(1) JR武蔵新城駅から市営バス

井田病院 行き
川崎駅西口 行き
井田営業所 行き
上平間 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

(2) JR川崎駅西口から市営バス

井田営業所 行き
新城駅 行き
蟹ヶ谷 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

井田病院 行き

井田 下車 徒歩10分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷119

電 話 044(766)2237

FAX 044(798)2743

発行日 平成28年3月